

令和7年度 松山市立三津浜小学校いじめ防止基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。したがって三津浜小学校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会「三津っ子をまもり育てる会」】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

P T A正副会長
学校評議員
公民館
三津浜中学校 等

【外部専門家】

教育支援センター
子ども総合相談
弁護士
所轄警察署
スクールカウンセラー 等

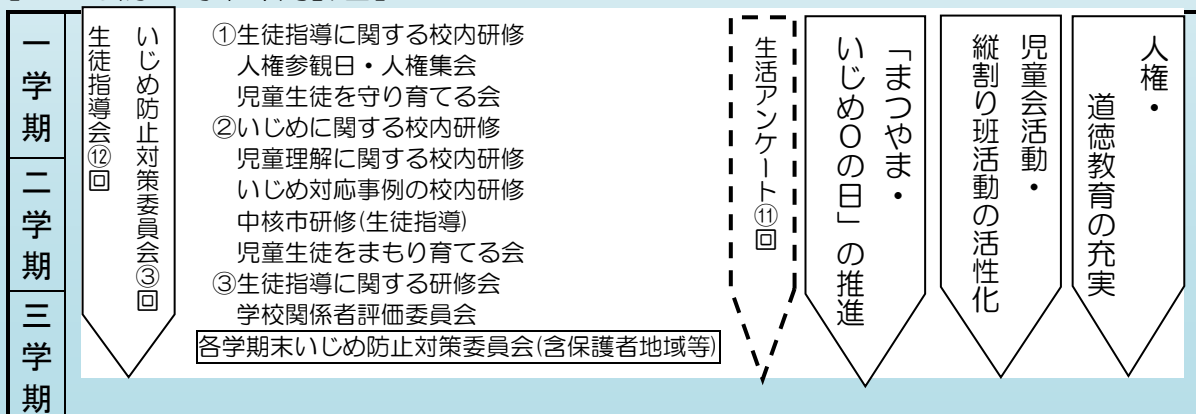
【関係機関】

松山市教育委員会
県福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学
校区内幼・保
近隣小学校
児童クラブ
放課後デイサービス 等

【いじめ防止】

- ① 毎月職員会議後に行われる「生徒指導会」等での情報交換、いじめや児童理解に関する研修会等で、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン・同改訂版」・「人間関係力向上プログラム」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会での研修や情報交換を校内研修に生かして、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 毎月、生活アンケートを実施し、児童の実態把握に努めるとともに、問題の早期発見・解決のための教育相談を行う。その結果を全教職員で共通理解をすることにより、特定の教職員が抱え込むことなく、全教職員で解決に向けて取り組む体制を確立しておく。各学期に一回(7月,12月,3月)には、生活アンケートを家庭で記入させる。
- ④ 道徳科や学級活動、全校縦割り班活動を中心に人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努めるとともに、道徳実践力を培う。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる支持的風土の学級経営に努める。
- ⑥ 毎月10日の「まつやま・いじめ0の日」では、全校集会や全校縦割り班活動などを行い、学年・学級の横のつながりだけでなく、異学年の縦のつながりを深めて全校的な仲間づくりを推進する。
- ⑦ 学級活動や児童会活動において、いじめにかかわる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ防止に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会（いじめ防止対策委員会「三津っ子をまもり育てる会」）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を定期的に推進する。
- ⑨ 年度初めには、いじめ問題に対する学校の基本方針をホームページや学校だより等で明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全教職員が未然防止に努める。
- ② 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(学年会・生徒指導会・職員会議等の有効活用)
- ③ 毎月末の1週間を「いじめについて考える週間」として設定し、生活アンケート(各学期に1回は家庭に持ち帰らせて記入)・個別の教育相談を実施するとともに、日常の児童との会話や遊び、日記や作文等の情報から、きめ細かな実態把握に努める。
- ④ 生活アンケート・教育相談だけでなく、専科教員・他学年部教員との積極的な情報交換を日常的に行い、児童の実態や変化を積極的に把握することに努める。
- ⑤ 周囲の目を気にして教師に直接相談することができない児童や、いじめを発見した保護者や第三者からの通報等を受け入れる「いじめ実態把握専用メール」を運用することにより、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ 学校以外の相談窓口(「松山市子ども総合相談」「いじめほっとらいん」「いじめ相談ダイヤル24」等)について積極的に児童・保護者・地域に周知する。

【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む

- ① **いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)**
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確にかかわりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保することが最優先である。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② **組織的な対応**
いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ **いじめられた児童、また、その保護者への支援**
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。当該児童を守り通すという信念のもと、その後の心のケアや様々な弾力的措置等、対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ **いじめた児童への指導、また、その保護者への助言**
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で特別の指導計画(出席停止も含めた上で立てる)他、警察署との連携を含め、毅然とした対応を行う。
- ⑤ **いじめの実態調査**
新たにアンケート調査を実施するほか、毎月の生活アンケートの蓄積の分析を行い、その結果から、聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ **集団への働きかけと継続的な指導**
「観衆」「傍観者」に対しても、「傍観者＝いじめを容認＝いじめに加担」を認識させ、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ **ネット上でのいじめへの対応**
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ **警察との連携**
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に相談し、適切に援助を求める。
- ⑨ **重大事態への対処**
学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、必要な対応策について検討する。新たに調査を実施した際には、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変だなと感じたら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ いじめの被害にあったら、学校や警察などの関係機関に相談しましょう。 ○ ネットトラブルの加害者・被害者にならないように、タブレット・スマートフォン・ゲーム機などインターネットにつながる機器の使い方について、家庭でよく話し合ってルールを決め、見届けをしましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。 ○ いじめや、してはいけない行為を発見したら、その場で注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域を子どもにとっての「安らぎの場」としましょう。